

有機農業の現状と課題

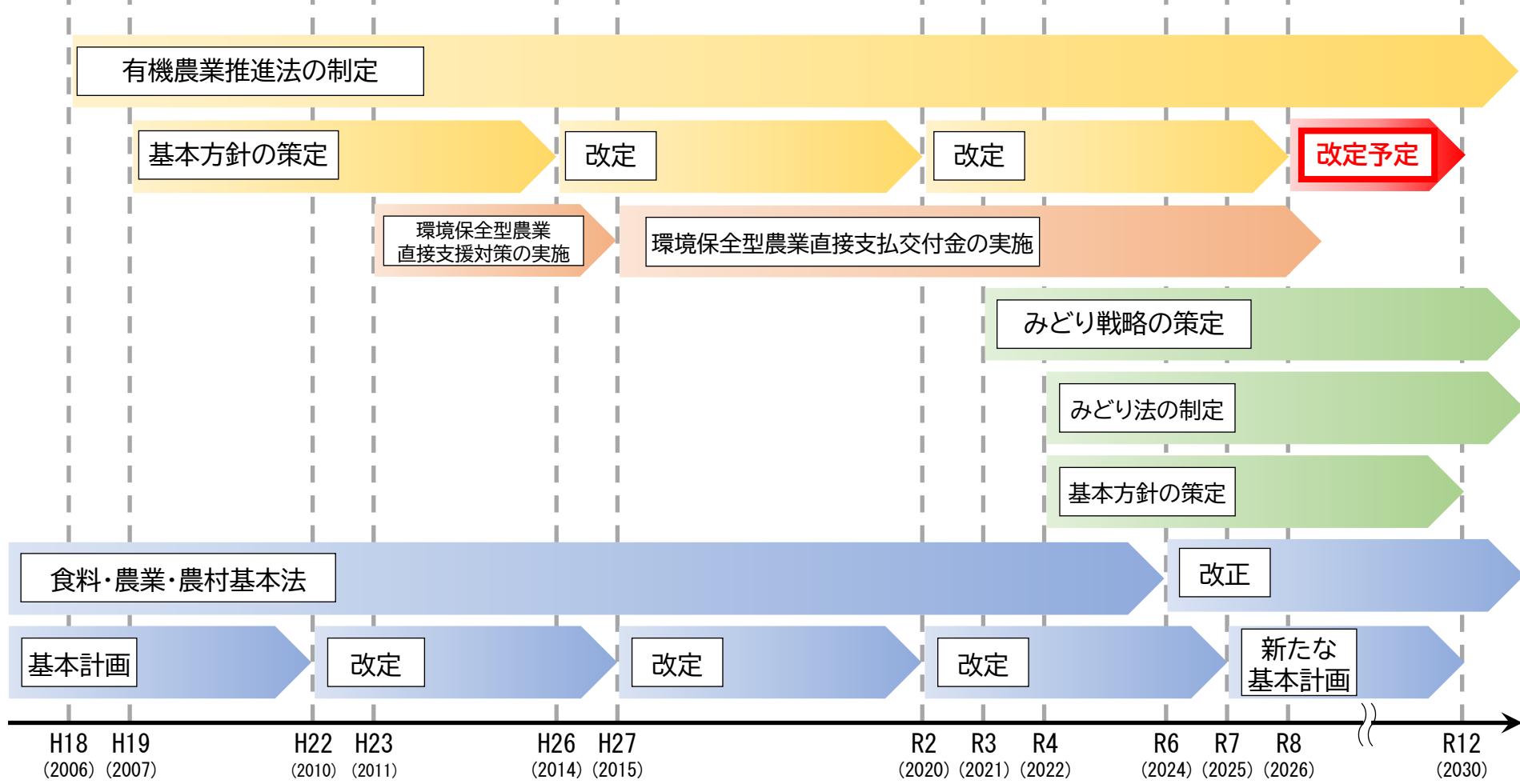
令和7年12月
農林水産省農産局

もくじ

1. 有機農業に関する施策・最近の動向
2. 令和2年基本方針等の目標の進捗状況
3. 生産から消費までの各段階における現状と課題
 - ・ 品目別の動向(コメ、麦・大豆、野菜、茶、樹園地・牧草地)
 - ・ 研究・技術開発
 - ・ 産地づくり
 - ・ 人材育成
 - ・ 集荷・流通
 - ・ 加工食品
 - ・ 輸出
 - ・ 販売・消費

有機農業に係る制度等の変遷

- 平成18年に有機農業推進法、その翌年度に基本方針を策定。有機農業の取組等への支援策として、平成23年から環境保全型農業直接支援対策を開始(平成27年からは、環境保全型農業直接支払交付金)。
- 令和3年5月にみどりの食料システム戦略を策定し、有機農業の取組面積拡大に向けたKPIを設定。
- 令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月に閣議決定。有機農業の新たなKPIや推進の方向等を明記。



有機農業の推進に関する基本的な方針(令和2年4月改正)

- 有機農業の推進に関する法律(有機農業推進法)第6条に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を策定。
- 現在の方針(令和2年4月30日公表)では、有機農業に係る人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進、技術開発・調査等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。

基本的な事項

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
 - 農業の**自然循環機能を大きく増進**し、農業生産に由来する**環境への負荷を低減**、さらに**生物多様性保全や地球温暖化防止**等に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村における**SDGsの達成に貢献**。
 - 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、**需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献**。
- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
 - **有機農業の生産拡大**：有機農業者の**人材育成、産地づくり**を推進。
 - 有機食品の**国産シェア拡大**：**販売機会の多様化、消費者の理解の増進**を推進。

推進及び普及の目標

- 10年後(2030年)の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように見通し。
 - <国内の有機食品の需要>**
1,300億円(2009) → 1,850億円(2017) → **3,280億円(2030)**
 - <有機食品の輸出額>**
17.5億円(2017) → **210億円(2030)**
- この需要に対応し、**生産および消費の目標**として、以下を設定。
 - 【有機農業の取組面積】**
2.35万ha (2017) → **6.3万ha(2030)**
 - 【有機農業者数】**
1.18万人 (2009) → **3.6万人 (2030)**
 - 【有機食品の国産シェア】**
60% (2017) → **84% (2030)**
 - 【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】**
17.5% (2017) → **25% (2030)**

推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、**人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進**に関しては、**国際水準以上の有機農業の取組を推進**。
- 調査や技術開発等は、**国際水準に限らず幅広く推進**。

※青太字は今次基本方針にて追加された施策

➢ **人材育成**：就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壤診断DB構築、指導員の育成・現地指導等**

➢ **産地づくり**：拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築等**

➢ **販売機会の多様化**：多様な業界との連携、**物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減等**

➢ **消費者の理解の増進**：表示制度等の普及啓発、**食育等との連携、小売事業者等と連携した国産需要喚起等**

➢ **技術開発・調査**：**雑草対策、育種等**、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信等**

中間評価及び見直し

- 10年後(2030年)を**目標年度**としつつ、達成状況を隨時確認し、5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討。

(参考)食料・農業・農村基本計画の概要(有機農業)

○令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月11日に閣議決定。有機農業については、3つのKPIが設定されるとともに、環境負荷低減に向けた取組として、有機農業の推進が定められた。

KPIの設定

	目標 (2030年 (年度))	KPI (2030年(年度))	
環境と調和のとれた食料システムの確立	生物多様性の保全	有機農業の取組面積	3.0万ha (2022年度) →6.3万ha
		有機農業の産地づくりに取り組む市町村数	137市町村 (2024年度) →250市町村
		有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合	38% (2023年度) →80%

本文抜粋

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

- 農業生産活動における環境負荷の低減
- (2)環境負荷低減に向けた個別分野の取組
②生物多様性の保全等に関する取組の推進

イ 有機農業の推進

輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するだけでなく、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものである。有機農業の取組面積は、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村である「オーガニックビレッジ」の創出の推進等により、2022年度には約3万haまで拡大した。

一方、有機農業へ移行した当初の農地では单収が低く不安定であることや、技術の体系化や指導体制の構築が不十分であるため、有機農業への転換を希望する農業者が取り組みやすい環境を整備することが必要であるほか、熟成が不十分な堆肥の施用や雑草による害虫の発生等に伴う生産や品質への影響も踏まえた対応が必要である。また、流通面では、ロットが小さく流通コストが嵩むことが課題であり、販売面でも、国内の有機食品市場の更なる拡大に加え、海外市場獲得に向けた取組を強化し、需要を拡大する必要がある。

このため、団地化を進め産地育成を図る観点から、地域計画と連携し、オーガニックビレッジの横展開や、みどりの食料システム法に基づく有機農業のモデル区域の設定等、有機農業の産地づくりに取り組む市町村の拡大を図る。また、産地で指導的な役割を果たす有機農業者の育成を図るとともに、農業者への直接的な支援として、環境保全型農業直接支払制度において、2025年度から、单収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。技術の普及については、都道府県域での広域的な技術の普及に向けて、現場の実践技術の体系化や指導体制の構築を推進するとともに、除草作業の省力化・効率化に資する機械除草体系の確立等、次世代の有機農業技術の研究開発を推進する。

また、有機農産物のブランド価値及び品質の向上を図るとともに、EUなど環境負荷低減に関心の高い海外市場をターゲットとし、有機農産物の輸出に向けた取組を推進する。加えて、学校給食や公的施設等の食堂での有機農産物の活用等、産地と消費地が連携した取組の拡大を図るほか、国産原料を使用した有機加工品の開発や効率的な流通体制の構築等、産地と事業者が連携した取組を後押しする。

(参考)みどりの食料システム戦略の概要

○食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定。

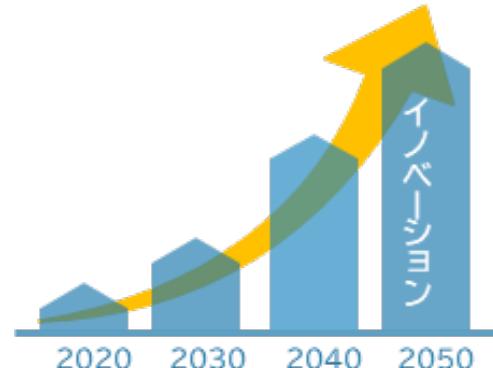
みどりの食料システム戦略は生産力向上と持続性の両立を目指す

食料・農林水産業の
生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現

2021年(令和3年)に「みどりの食料システム戦略」を策定

2050年までに

- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化
 - 化学農薬の使用量(リスク換算)の50%低減
 - 化学肥料使用量の30%低減
 - 耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大
- ほか、林野・水産含め計14のKPIを設定



調達

脱輸入・脱炭素・
環境負荷の低減

生産

イノベーション
による持続的
生産体制の構築

持続可能な
食料システム

持続可能な
消費、消費者との
コミュニケーション

消費

持続可能な
加工・流通の推進

加工・流通

もくじ

1. 有機農業に関する施策・最近の動向
2. 令和2年基本方針等の目標の進捗状況
3. 生産から消費までの各段階における現状と課題
 - ・ 品目別の動向(コメ、麦・大豆、野菜、茶、樹園地・牧草地)
 - ・ 研究・技術開発
 - ・ 産地づくり
 - ・ 人材育成
 - ・ 集荷・流通
 - ・ 加工食品
 - ・ 輸出
 - ・ 販売・消費

目標と実績

- 有機農業推進法の基本方針に掲げた目標の達成に向けて、生産・流通面での更なる対策を講じる必要。
- 食料・農業・農村基本計画のKPIの達成に向けては、上記の対策と併せて有機農業の産地づくりの推進や都道府県における指導体制の構築を進める必要。

分類	目標	基準値 (基準年)	実績値 (直近年の実績)	目標値 (目標年／見通し)
有機農業推進法基本方針 における目標	有機農業の取組面積	2.35万ha (2017年)	3.45万ha (2023年)	6.3万ha (2030年)
	有機農業者数	1.18万人 (2009年)	1.26万人 (2023年)	3.6万人 (2030年)
	有機食品の国産シェア	60% (2017年)	52.1% (2023年)	84% (2030年)
	有機食品を週1回以上利用する 者の割合	17.5% (2017年)	32.6% (2022年)	25% (2030年)
有機農業推進法基本方針 における見通し	国内の有機食品の需要	1,850億円 (2017年)	2,240億円 (2022年)	3,280億円 (2030年)
	有機食品の輸出額	17.5億円 (2017年)	129億円 (2024年)	210億円 (2030年)

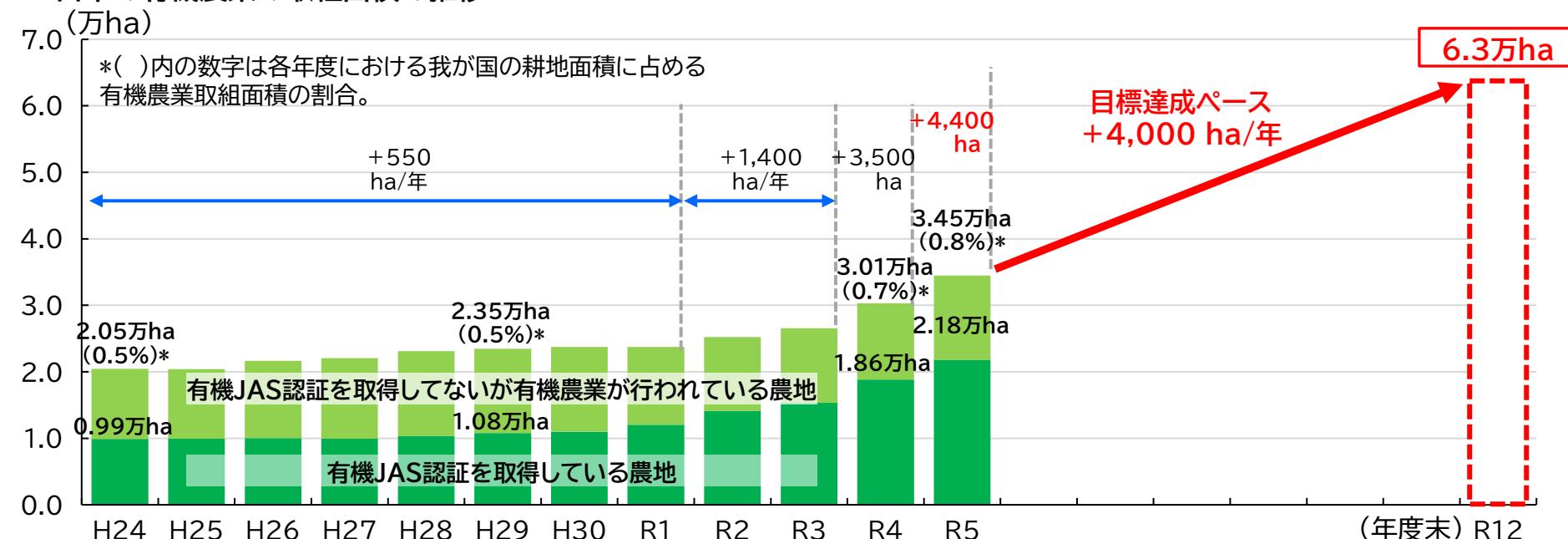
(参考)

食料・農業・農村基本計画 KPI	有機農業の産地づくりに取り組 む市町村数	137市町村 (2024年度)	160市町村 (2025年度)	250市町村 (2030年度)
	有機農業の技術指導体制が構築 されている都道府県の割合	38% (2023年度)	43% (2024年度)	80% (2030年度)

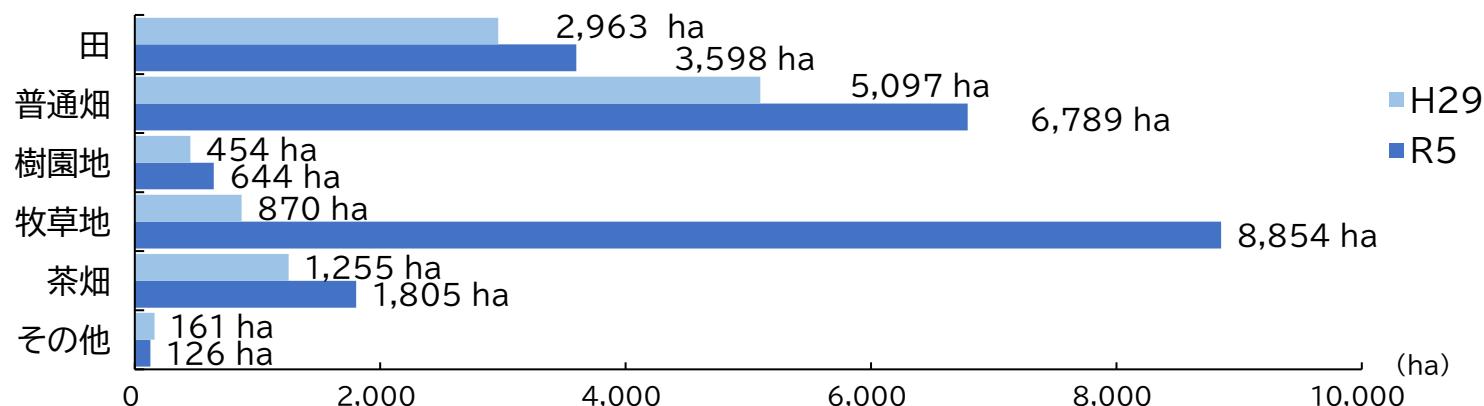
有機農業の取組面積の現状

○有機農業の取組面積は増加傾向。みどり戦略策定以降、2030年目標(6.3万ha)の達成に向けて着実に拡大。

■ 日本の有機農業の取組面積の推移



■ 有機JASの地目別面積の推移 (H29年度→R5年度)



有機農業者数の現状

○令和5年度時点の有機農業者数は約1.26万人であり、平成21年度と比較して、総農業経営体数は減少したものの、有機農業者数は漸増。

【背景】

➤ 2030年の国内有機食品市場の見通しから、市場規模に対応して必要となる有機農業の取組面積を推計。当該面積をもとに一人当たりの面積は変化しないと仮定し有機農業者数の目標値を試算

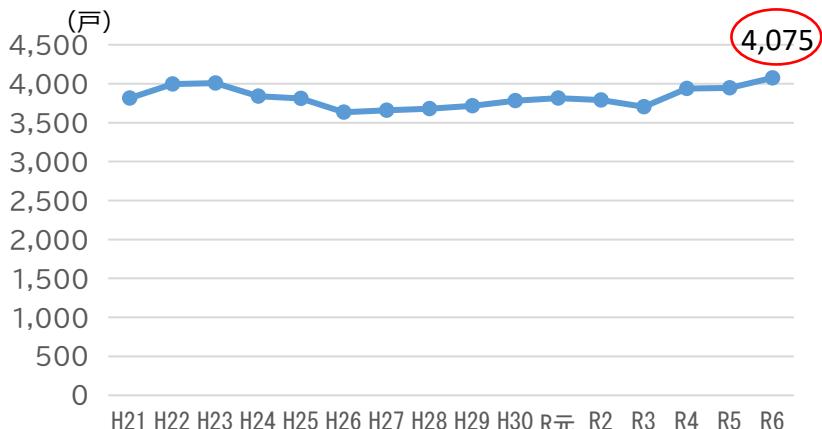
基準値(2009年時点):1.18万人 → 目標 2030年:3.6万人

■有機農業に取り組んでいる農業者数の推計

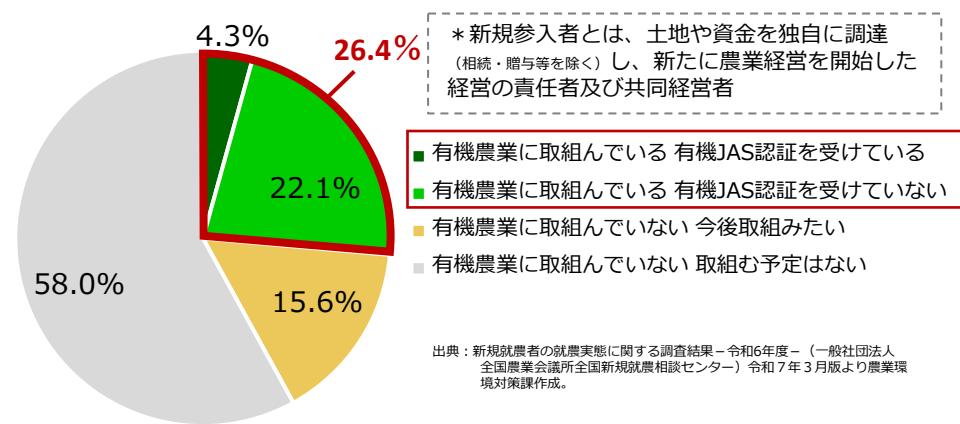
	H21年度	R5年度
有機農業に取り組んでいる農業者数	1.18万人	1.26万人
うち有機JAS認証取得者	0.38万人	0.39万人
うち有機JAS認証未取得者	0.80万人	0.87万人
(参考)全国の農業経営体数	175万3千経営体	92万9千経営体

有機農業に取り組んでいる農業者数は平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課(当時)調べ、「県別有機認証事業者数」及び都道府県聞き取りをもとに農業環境対策課作成、農業経営対数は「農業構造動態調査」をもとに作成

■有機JASを取得している農家戸数の推移



有機農業に取り組んでいる新規参入者*の割合 (R 6 年度)



有機食品の国産シェアの推計

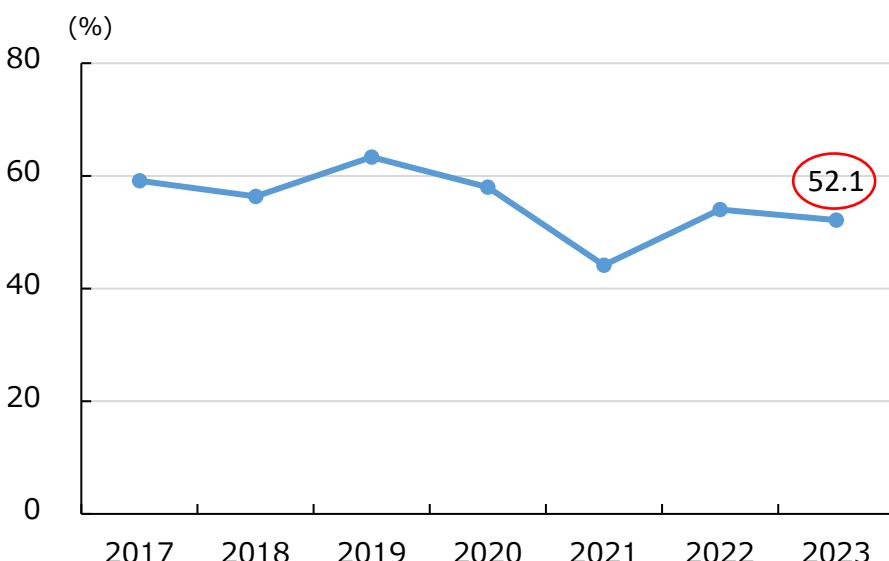
○国産シェアは微減傾向で推移。生産の拡大以上に国内の有機食品市場が拡大していると考えられる。

【背景】

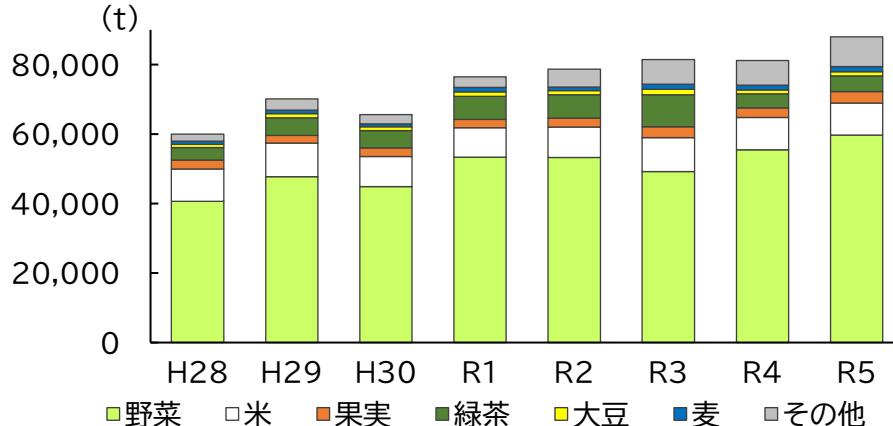
➤ 2017年時点の国産シェアの上昇傾向を踏まえ、2030年の見通しを算定

基準値(2017年度時点):60% → 見通し 2030年:84%

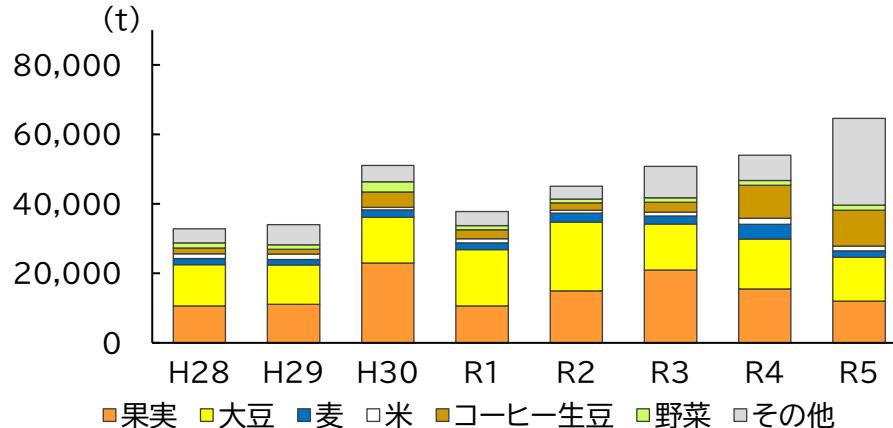
■有機食品の推計国産シェアの推移



■有機農産物の国内での区分別格付実績の推移



■日本向けに出荷された有機農産物の推移



【算定方法】

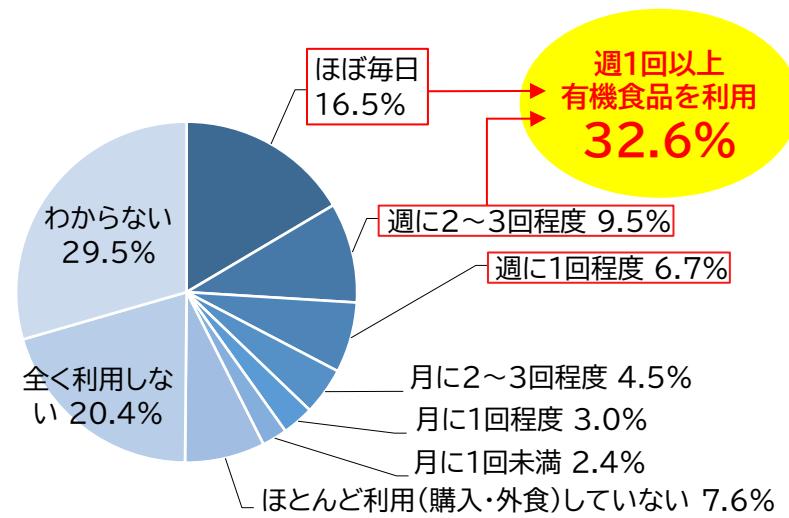
国内で消費される有機食品のうち、国産として消費されるもの(国産原料を使用したもの)の割合(有機食品の国産シェア)は、我が国から輸出される有機農産物及び有機加工食品の原料が全て国産有機農産物であると仮定し算定。

有機食品を利用する消費者、有機食品需要の現状

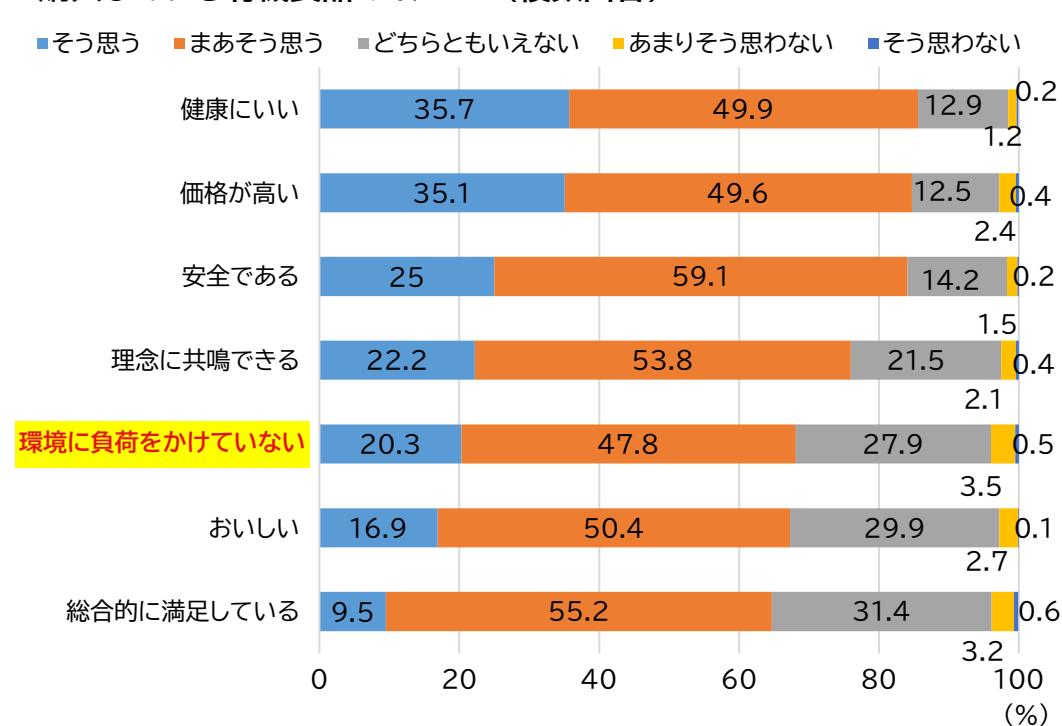
○週1回以上、有機食品を利用する消費者の割合は約3割に増加。また、国内の有機食品市場規模は拡大傾向。

※国内の20歳以上一般消費者を対象に調査 (n=5,000)

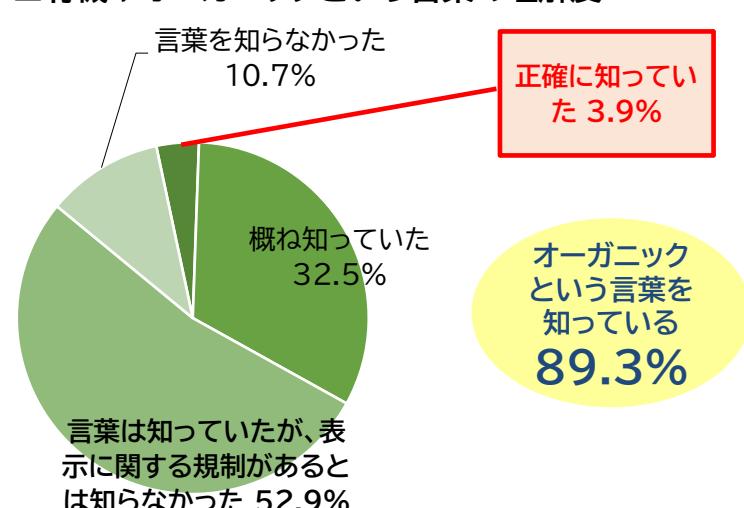
■有機食品の購入や外食等の頻度



■購入している有機食品のイメージ(複数回答)



■有機やオーガニックという言葉の理解度



■国内の有機食品市場規模推計の推移

2009年	2017年	2022年	2030年(目標)
1,300億円	1,850億円	2,240億円	3,280億円

※2009年は IFOAM ジャパン／オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計。

2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計。

2022年は、農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」による推計を基に、農業環境対策課作成

2030年は、上記2009年、2017年推計値を基に、農業環境対策課作成

有機食品の輸出額

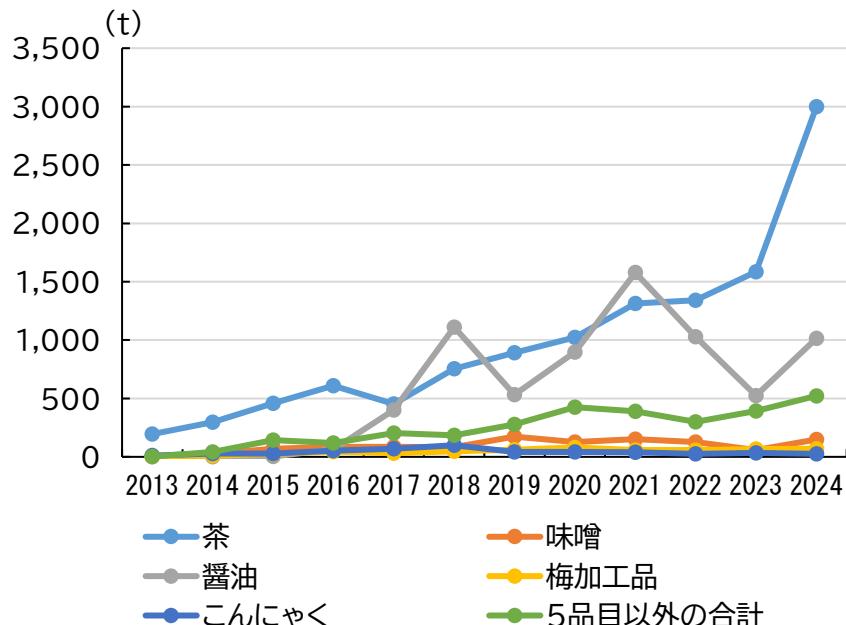
○有機認証の同等性の仕組みを利用した輸出額は増加傾向。特に茶の輸出の拡大等により、直近では見通しを上回るペースで推移。

【背景】

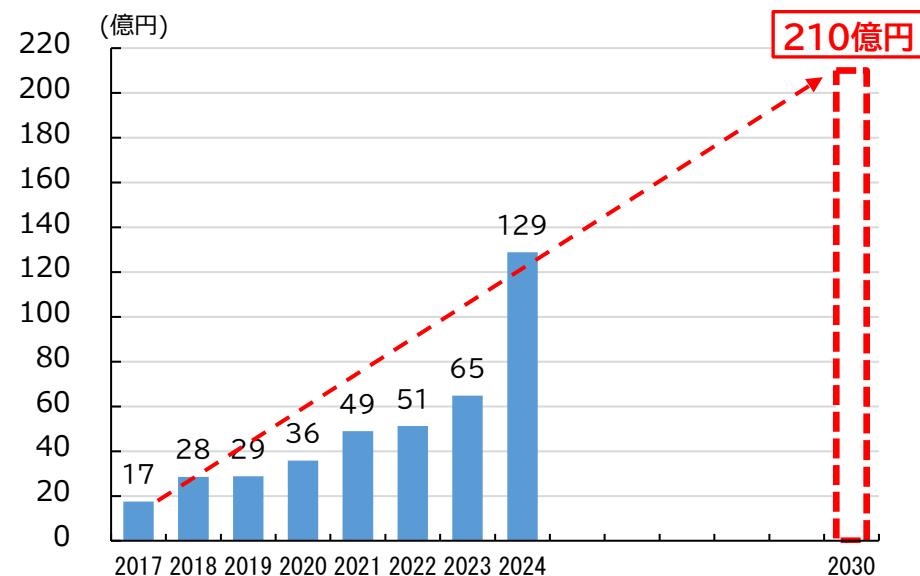
➤ 同等性の仕組みを利用した有機食品の輸出量から推計した輸出額、2017年時点の輸出量の伸び率等を利用し2030年の輸出額の見通しを算定

基準値(2017年時点):17.5億円 → 見通し 2030年:210億円

■ 有機同等性の仕組みを利用した品目別輸出数量の推移



■ 有機食品の推計輸出額の推移



【算定方法】

有機認証の同等性の仕組みを利用した輸出量が大きい、有機栽培茶、有機味噌、有機醤油、有機梅加工品、有機こんにゃくの5品目の輸出額について、有機食品の輸出額を下式により推計。

$$\text{有機食品の輸出額(億円)} = \text{有機食品の輸出量(t)} \times \frac{\text{各品目の輸出額(億円)}}{\text{各品目の輸出量(t)}}$$

(参考)産地づくりに取り組む市町村数と指導体制の構築

■産地づくりに取り組む市町村数

- ▶ 有機農業の産地づくりについては、2030年までに200市町村のオーガニックビレッジを創出することを目標に、みどり交付金で推進しているところ。
- ▶ 一方で、交付金に頼らず自主財源やその他の事業で有機農業の産地化に取り組む市町村もあり、今後はこういった事例も横展開していくことが重要。

基準値(2024年度時点):137市町村
現状値(2025年度時点):160市町村
→目標値 2030年:250市町村

【集計方法】

以下3点のいずれかに該当する場合にカウント(重複を除く)。

- ① オーガニックビレッジ市町村
- ② 有機農業の取組を行う特定区域を設定している市町村
- ③ 自主財源や他事業でオーガニックビレッジと同等の取組を行う市町村

■技術指導体制が構築されている都道府県の割合

- ▶ 有機農業の技術指導に関しては、地域の普及センター等で技術指導を受けたいが相談先が見つからないケースがあり、有機農業推進上の課題となっている。
- ▶ 現状として、一部の都道府県では有機担当普及指導員の配置や農業大学校の専門コース設置、研修生の受け入れ制度等を整備しており、こういった取組を横展開していくことが重要。

基準値(2023年度時点):38%(18/47都道府県)
現状値(2024年度時点):43%(20/47都道府県)
→目標値 2030年:80%(38/47都道府県)

【集計方法】

以下3点のいずれかに該当する場合にカウント(重複を除く)。

- ① 全普及センターで有機担当普及員による対応が可能な都道府県
- ② 農業大学校等に有機専門コースを設置している都道府県
- ③ 熟練有機農業者や民間団体と連携した指導体制や受け入れ制度が整備されている都道府県

もくじ

1. 有機農業に関する施策・最近の動向
2. 令和2年基本方針等の目標の進捗状況
3. 生産から消費までの各段階における現状と課題
 - ・ 品目別の動向(コメ、麦・大豆、野菜、茶、樹園地・牧草地)
 - ・ 研究・技術開発
 - ・ 産地づくり
 - ・ 人材育成
 - ・ 集荷・流通
 - ・ 加工食品
 - ・ 輸出
 - ・ 販売・消費

品目別の動向① コメ

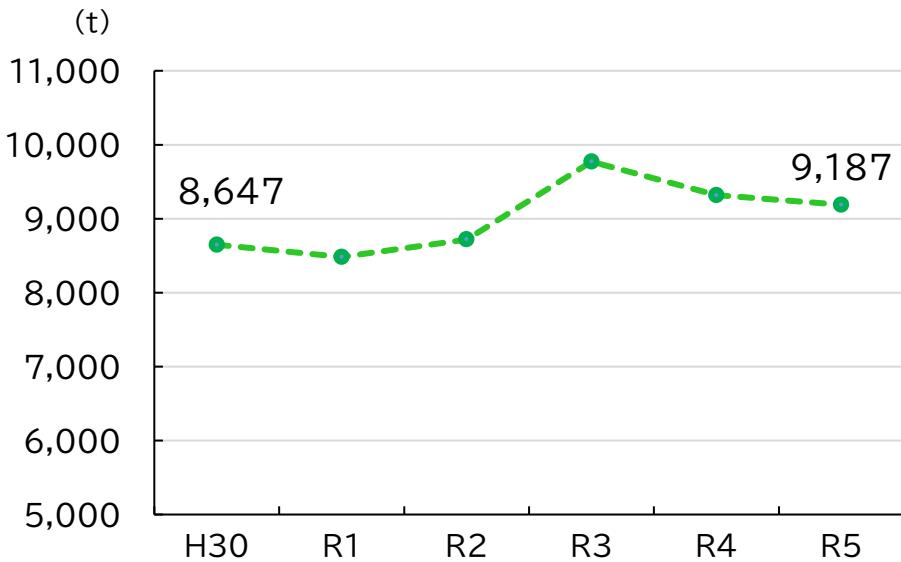
【現状】

- 高齢化等により減少傾向であったが、近年の堅調な需要を背景に全国的に増加傾向がみられる。
- 水稻の有機栽培技術はおおむね確立。
- 乗用除草機や自動抑草ロボット等の除草・抑草機械や水管理システム等の技術の導入・普及が進みつつある。

【課題】

- 除草等の労力が必要なことから、生産者の高齢化に伴い有機農業からリタイアする者が増加する可能性。さらなる省力化に向けた、技術の開発・普及が必要。
- 温暖化に伴い、カメムシ等の防除が難しい病害虫の被害拡大が懸念。
- 畑作物と輪作をすることで雑草の発生抑制が可能であり、大豆等との輪作体系を確立する必要。
- 今後、生産の拡大と合わせて、需要や販路の拡大が必要（特に、生産、販売の両面でJAによる取組は重要）。

■有機JAS認証格付数量



【省力化技術の一例】



- 深水管理、複数回代かき、機械除草などの技術により雑草の発生を抑制。手作業に比べて除草に係る時間を大幅に削減することが可能
- 自動抑草ロボットなど、さらなる省力化に向けた技術の開発・普及が必要

品目別の動向② 麦、大豆

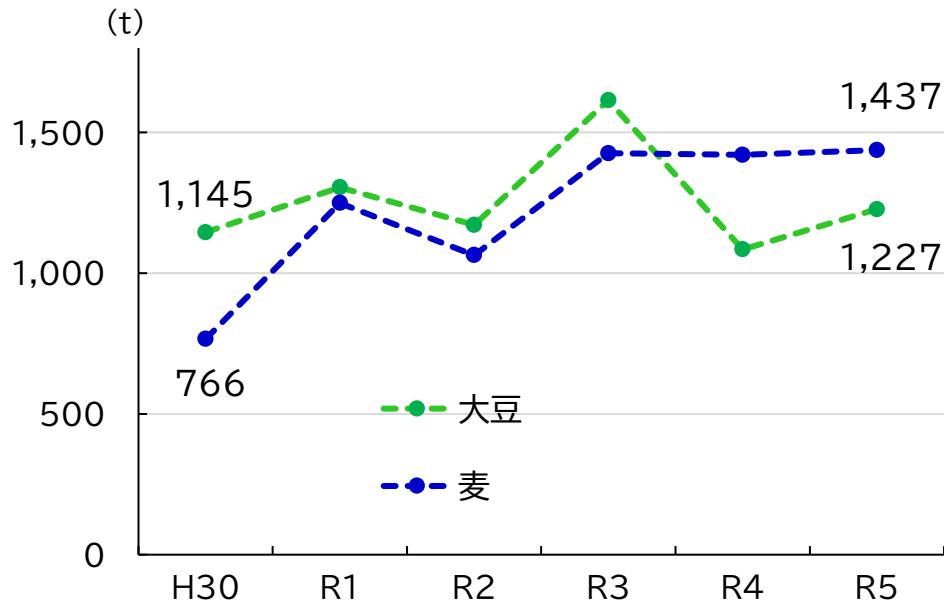
【現状】

- 大豆は、味噌や醤油等の加工食品原料としての引き合いが強いが、生産量は横ばいないし微増。
- 麦は、パン用や製菓用の需要があり、特に北海道の秋まき小麦で、畑地での省力的な栽培が拡大傾向。

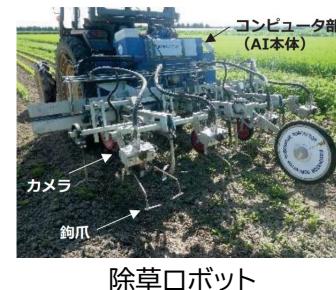
【課題】

- 基本的に加工向けであり、出荷先を事前に確保しておくほか、実需者のニーズに合わせた生産が必要。
- 生産の拡大に伴い、製粉施設等、有機JASに対応した加工処理施設の確保が必要。
- 畑作では複数品目での輪作が基本だが、麦・大豆以外の輪作品目についても有機で生産する必要があり、技術習得や販路確保が必要。
- 水稻と輪作をすることで雑草の発生を抑制することが可能であり、水稻との輪作体系を確立していくことが必要。
- 大豆間作小麦体系による省力化や、綠肥のさらなる活用拡大を図る必要。
- 地域や気象条件により、麦では赤かび病、大豆ではマメシンクイガ等の対策が課題。

■有機JAS認証格付数量



【省力化技術の一例】



- 特定の作物を識別して、それ以外を雑草として鉤爪でかきとる除草ロボット。大豆専用のAI認識プログラムが開発されており、現在、社会実装に向けて除草効果の検証や精度の向上が行われている。



小麦の省力栽培

- 北海道の秋まき小麦における、播種以降、除草も防除も行わない省力的な栽培体系

品目別の動向③ 野菜

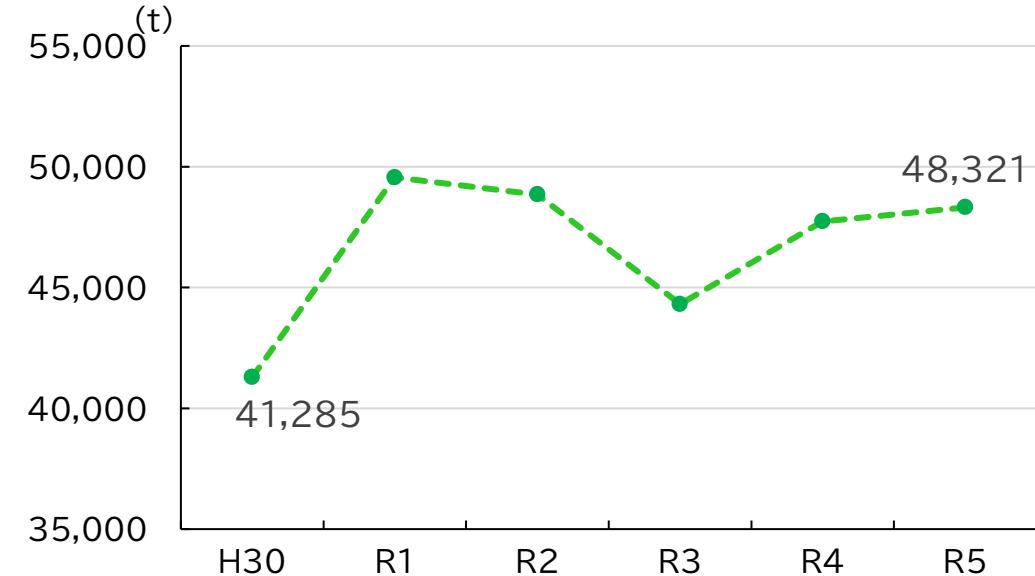
【現状】

- 野菜の有機JAS認証格付数量は増加傾向。
- にんじん、ばれいしょ等や、年に複数回の生産が可能な葉物野菜での取組がみられる。
- 大手スーパーでの取扱が増加。また、従来からの自然食品店に加え、有機に着目したブランドを展開するスーパーも拡大。

【課題】

- 米や麦・大豆と比較すると、除草技術の導入が進んでいない品目が多く、除草等の労力が大きいことから、省力化に向けて、技術開発・普及が課題。
- 除草等への対応として、有機JAS規格に対応した生分解性マルチの利用への期待が大きい。
- 産地化が進んでいない地域では、小ロットでの流通になり、宅配便での集出荷を行うなど、流通コストが高くなる傾向。また、有機に対応した集出荷調整施設が産地に無い場合もある。(※)
(※) 有機農産物の出荷(袋詰め等)、調整を行う施設では、有機JAS認証の取得が必要。
- 品目にもよるが、大口の流通に載せる場合、不揃いな製品の廃棄が生じやすい。

■有機JAS認証格付数量



【省力化技術の一例】



堆肥散布機

- 堆肥散布機の使用により、手散布時と比べ、労力を大幅に削減



太陽熱土壤消毒

- 地表をフィルムで被覆し、太陽エネルギーで地温を高めることで、病害虫や雑草の発生を抑制

品目別の動向④ 茶

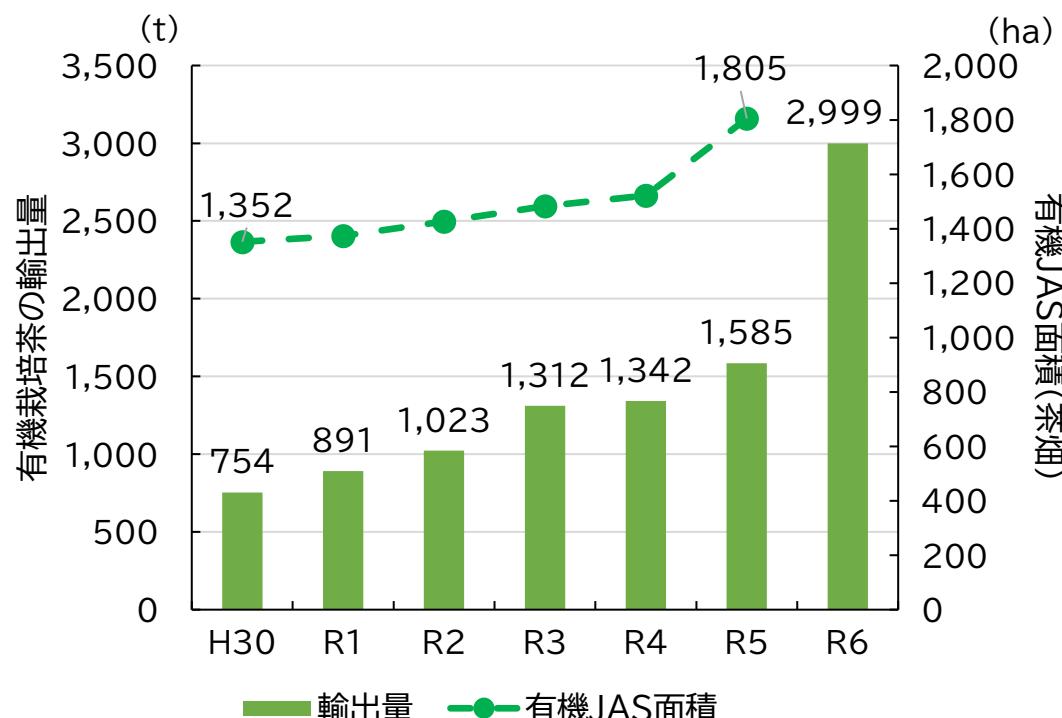
【現状】

- 有機栽培茶の生産は増加傾向。有機JASは場を県別に見ると、鹿児島県で全体の2分の1、静岡県を合わせると全体の3分の2を占め、宮崎県、三重県、京都府等が続いている。
- 有機栽培茶は海外でのニーズが高く、輸出数量は堅調に拡大。
(同等性の仕組みを利用した輸出量 H30:754t ⇒ R6:2,999t)

【課題】

- 生産性向上のためには、有機栽培に適した耐病虫性品種の導入が重要(品種転換した場合、改植から収穫可能となるまで期間を要する)。
- 茶の有機栽培では、除草や防除等に労力を要することから省力化技術の導入が重要。

■有機栽培茶※の輸出量及び有機JAS面積(茶畠)



【省力化技術の一例】



栽培管理見える化
システム



乗用複合管理機



除草機
(農研機構提供)



堆肥散布機

※有機認証制度の同等性の仕組みを利用して輸出したもの

品目別の動向⑤ 樹園地・牧草地

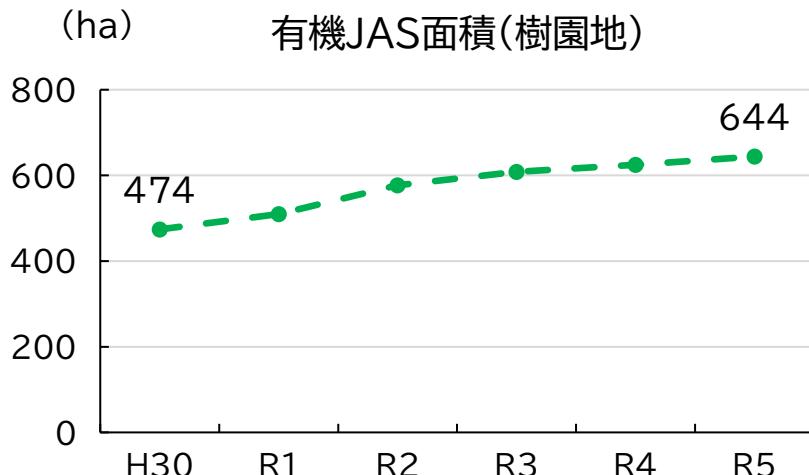
樹園地

【現状】

- 有機の樹園地は拡大傾向であり、品目別では果実で微増のほか、桑が増加傾向。
- 有機果実の取組については、ゆずなどの香酸柑橘が多いほか、ぶどう、キウイフルーツ等の事例がある。

【課題】

- 有機栽培の技術体系が確立されていない果実品目が多く、例えばりんご等の落葉樹では病害虫対策に課題。
- 有機果実は慣行品よりも外観品質の確保が難しい傾向にあり、消費者の理解醸成が必要。
- 需要が高い有機加工品(飲料、製菓等)への対応を進める必要。



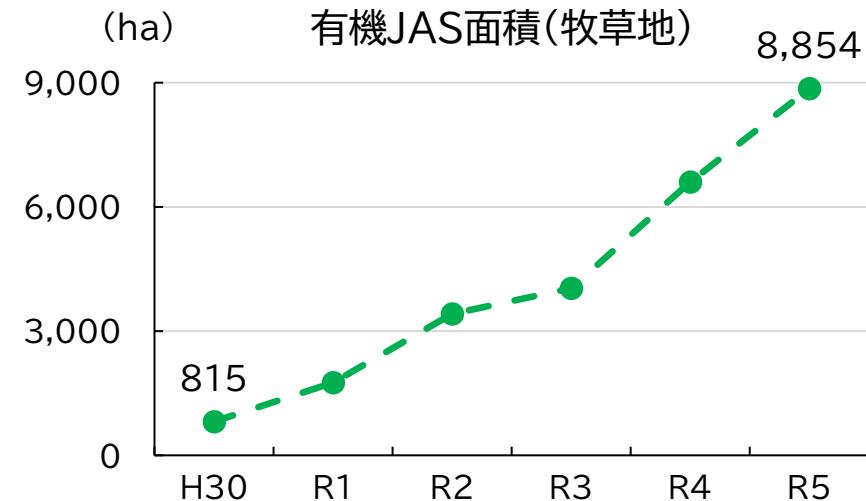
牧草地

【現状】

- 牧草地は有機JASの認証ほ場が拡大傾向。
- 有機畜産については、北海道で協議会の取組があるほか、乳業メーカー等が有機酪農の取組を実施。

【課題】

- 高齢化による離農の増加や地域の労働力不足等により、有機飼料生産に取り組む者が減少する可能性が懸念。
- 有機畜産物は慣行品よりも価格が高く、消費者の理解が必要。



※令和3年の報告(令和2年度の実績)から、有機飼料及び有機畜産物に係るほ場についても報告を求めており、牧草地等に追加。

技術の体系化、横展開

【現状】

- 有機農業については、現場で培われた優れた技術が蓄積され拡大。
- 研究機関や指導団体等で栽培技術マニュアルが作成され、全国の普及指導機関等に広く提供。また、関係者のネットワークづくりにより技術の共有を行うとともに、生産技術の持続的な改良に向けた研究開発を推進。

【課題】

- 地域や品目の特性に応じた栽培技術体系の確立と技術普及体制の整備。
- 温暖化対策として、カメムシ防除技術の開発や高温耐性・病害虫抵抗性を持つ品種の開発。
- 自動抑草ロボットなどのスマート農業技術の活用、農業支援サービス事業者の利用拡大。
- 農業者、農研機構、公設試、民間指導団体等による技術的課題と対応方策に向けた情報交換。

【有機農業技術の例】

土壤の太陽熱消毒(畑作物)



透明のシートで農地を被覆し、太陽熱により土壤中の雑草の種子等を駆除。

自動抑草ロボット(水稻)



GPSを利用した自動航行で泥を巻き上げて光合成を抑制し、雑草の成長を抑制。

高能率水田用除草機(水稻)



車体中央部の除草装置により雑草を物理的に除去。イネや雑草の状況を目視しながら高速で欠株の少ない除草作業が可能。

【研究・実証が行われている有機農業技術の例】

病害虫対策技術(園芸作物)



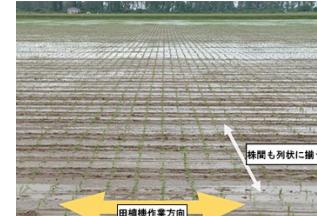
※土壤太陽熱養生処理：太陽の熱と微生物の発酵熱により土壤を高温にし、雑草の種や病原菌を駆除する技術

深水管理(水稻)



深水管理を行う際に必要な畦畔整備技術等を開発し、2025年に「深水管理による省力的な有機水稻栽培を実現する農地整備&栽培管理マニュアル」を公表。

両正条田植機(水稻)



水稻苗を縦横2方向とも揃えて植える両正条植えが可能。縦横2方向の機械除草が可能となり、これまで除草率が低かった株間の除草効率が向上。

有機農業に取り組む産地づくり

【現状】

○有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。現時点で46道府県150市町村で取組開始。

【課題】

○産地づくりに取り組む市町村内の体制整備から、消費地・産地間との連携強化による生産の大ロット化や販路拡大。
○みどり法の特定区域設定による有機農業の栽培管理協定の締結や団地化の推進。
○県・JAとの有機農業の推進に向けた連携や、慣行農家との相互理解の推進。

オーガニックビレッジの創出

令和6年度 131市町村

令和7年度 150市町村

令和7年100市町村の目標を前倒しで達成
新たに19市町村で取組が開始

徳島県小松島市（水稻）

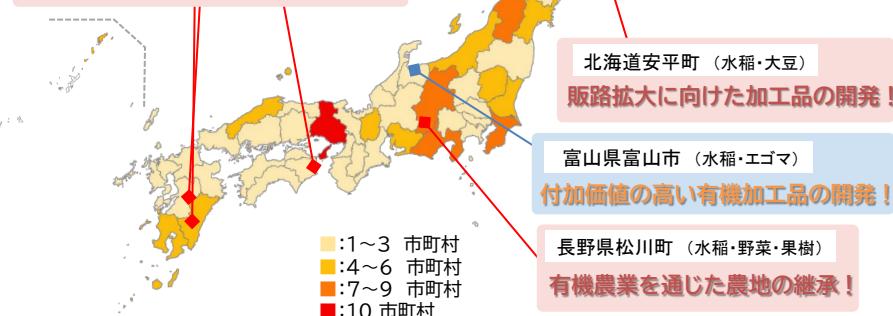
有機農業が実践しやすい地域づくり！

宮崎県綾町（水稻・野菜）

有機農業を学べる学校を開校！

熊本県山都町（水稻・野菜）

誰もが有機農業に取り組める体制へ！



オーガニックプロデューサーの派遣による産地支援

(※)オーガニックプロデューサーとは

安定生産に向けた生産技術、共同出荷グループづくり、販売方法の助言など、各地の要望に応じて、有機農業の生産から消費までの様々な面での助言を行い、有機農業推進に向けた地域の課題解決を支援。

送料を抑えたいが、どうすれば？



バイヤーや消費者を呼んでイベントができないかなあ。

オーガニックプロデューサーによる支援事例

山形県南陽市「市内レストランへの有機農産物の導入拡大支援」

地場産の有機農産物の活用に向け、地元飲食店と農家との信頼関係の構築(シェフ向け農家視察ツアーの開催)、地域内物流システム(直売所や集荷場の有効活用)と受発注の簡素化(LINEなどを活用)等のノウハウを提供。

人材育成

【現状】

- 有機農業の栽培技術の指導・助言を行う有機農業指導員の育成を支援し、令和6年度までに33府県で累計1,505人を育成。
- 広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動や、有機JAS認証取得の支援を実施。
- 道府県立農業大学校においては、全校が有機農業をカリキュラム化。この他、民間の農業教育機関等においても、有機農業の教育を実施。

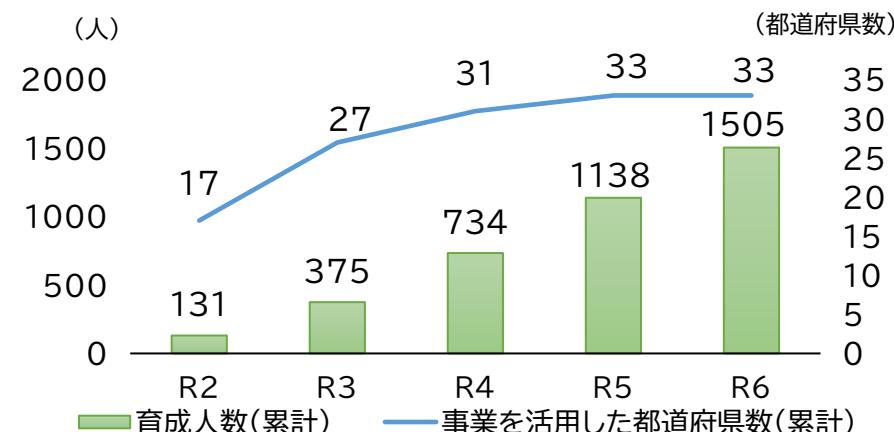
【課題】

- 有機農業指導員が研修等で培ったノウハウを実践的に活用できるまでには一定の期間・経験が必要。
- 産地の地域別・品目別の指導体制の確立や、有機JAS認証取得後の継続的な取組が課題。
- 道府県立農業大学校における有機農業専攻の設置や、熟練有機農家と連携した指導体制の整備等、さらなる教育体制の整備が必要。

有機農業指導員の育成

<有機農業指導員とは>

一定の研修等を受講(又は実務経験を有)し、有機農業の栽培技術や有機JAS制度等について指導・助言を行う者。普及指導員等の都道府県職員の他、営農指導員等の農業協同組合職員、市町村職員、民間企業の社員、熟練有機農業者等が有機農業指導員として活動。



※ 交付金を活用し有機農業指導員を育成した33府県(累計)以外の都道府県でも、熟練有機農業者等による指導体制を整備

有機JASの技術習得支援

有機農業に取り組む農業者に対し、有機JAS認証取得のための支援を実施。

民間有機指導団体の栽培技術指導

広域的に有機農業に関する栽培技術の提供を行う民間団体等が農業者に対して行う現地指導や、栽培・採種技術習得のための手引きの作成等の取組を実施。

農業大学校等における有機農業教育の取組

農業大学校において、有機農業専攻が設けられているほか、県、市町村等が指導機関を設立。

集荷・流通の現状

【現状】

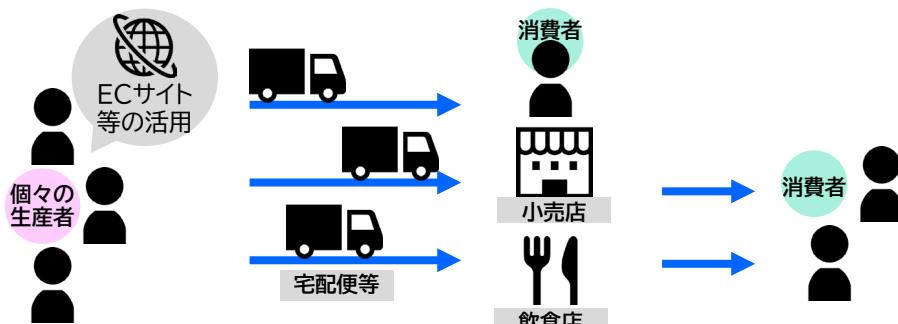
- 有機農産物の消費地までの流通経路は、卸売市場を介さずに生産者が個別に宅配便等で輸送する場合が一般的。
- 慣行の農産物と比べて流通コストがかかる。
- 物流合理化に向けて、民間団体等が卸売市場を介した流通実証や、物流拠点の創出等の取組を実施。

【課題】

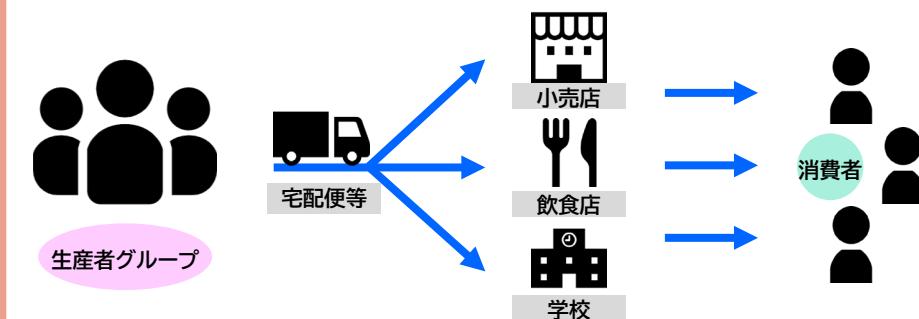
- 地域における集出荷体制の構築や市場便の活用による、ロットの拡大、流通の合理化、コストの削減が必要。
- 産地間連携やリレー出荷等による年間を通じた安定的な供給が必要。
- 流通事業者の有機JAS認証等を含む有機食品の取り扱いに関する理解醸成が必要。

■現状の有機農産物等の主な流通経路

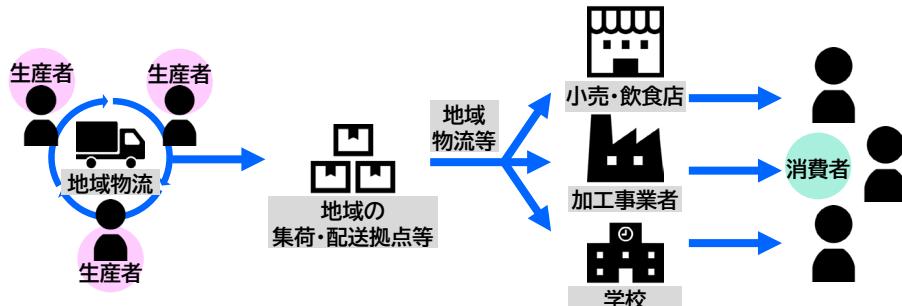
類型1:個別出荷(ECサイト等の活用を含む)



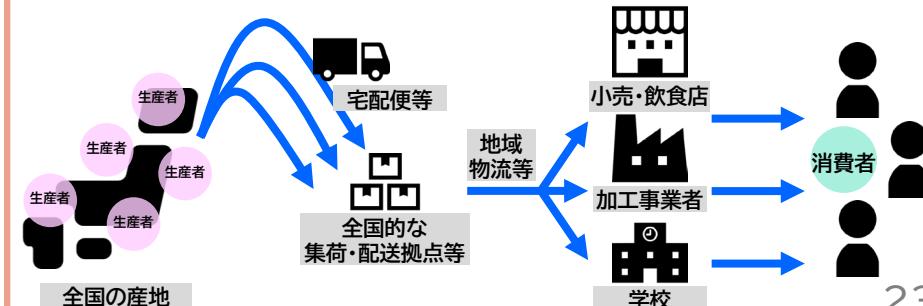
類型2:小規模グループ出荷



類型3:地域物流会社等との連携による出荷



類型4:全国流通業者等を活用した出荷



加工食品の現状

【現状】

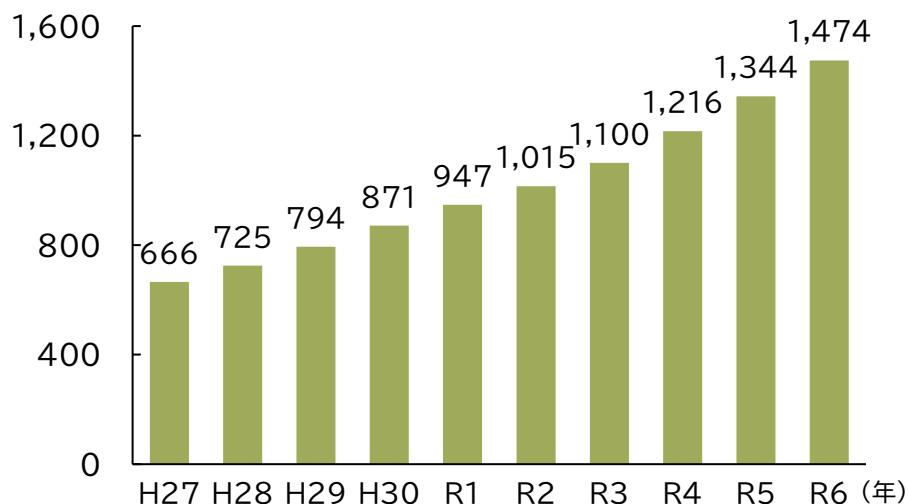
- 有機加工食品(酒類を含む)の有機JAS認証生産工程管理者数は、約1,500者(令和6年度時点)で、増加傾向。
- 主な取り扱い品目は、茶が最多く、次いで穀物類、野菜の順で多い。麦、大豆等の穀類加工品は輸入原料への依存が大きい。
- 令和4年10月に改正JAS法が施行されたことに伴い、有機加工品JAS有機酒類が追加され、これまでに国内で56の製造事業者(令和7年3月時点)が有機酒類に係るJASの認証を取得。
- 有機専用の加工製造施設の整備や生産者、流通・加工事業者等による共同調達、共同利用の取組が開始。

【課題】

- 食の簡便化など消費者ニーズの変化への対応、規格外の有機農産物の販路としても、冷凍野菜・カット野菜、飲料、レトルト食品等の有機加工食品の供給拡大が必要。
- 麦、大豆等の加工品の国産原料への転換。
- 原材料供給のための生産拡大・効率的な原材料調達のため、生産者と加工事業者とで連携した体制構築が必要。
- 有機の加工製造施設を増やすため、加工事業者に対する有機JAS認証の理解醸成・認証取得の促進が必要。

■有機加工食品(酒類含む)の認証生産工程管理者数

(者)

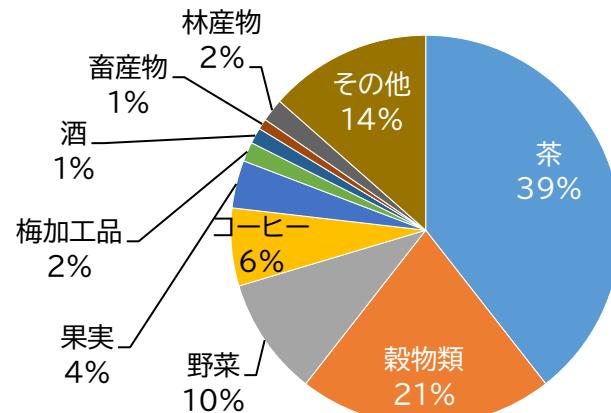


■有機加工食品の認証生産工程管理者の主な取り扱い品目

(令和7年5月時点)

※有機加工食品の認証生産工程管理者数は1,526者。

このうち、製造品目を公表しているのは682者。



※「有機加工食品の認証事業者(生産工程管理者、小分け事業者(公表に同意された事業者)一覧」を基に農業環境対策課作成。
穀物類…小麦、大豆、米、雜穀／畜産物…牛乳、チーズ等／林産物…きのこ、ナツツリ類等／野菜にはこんにゃく芋等のいも類を含む。

輸出の現状

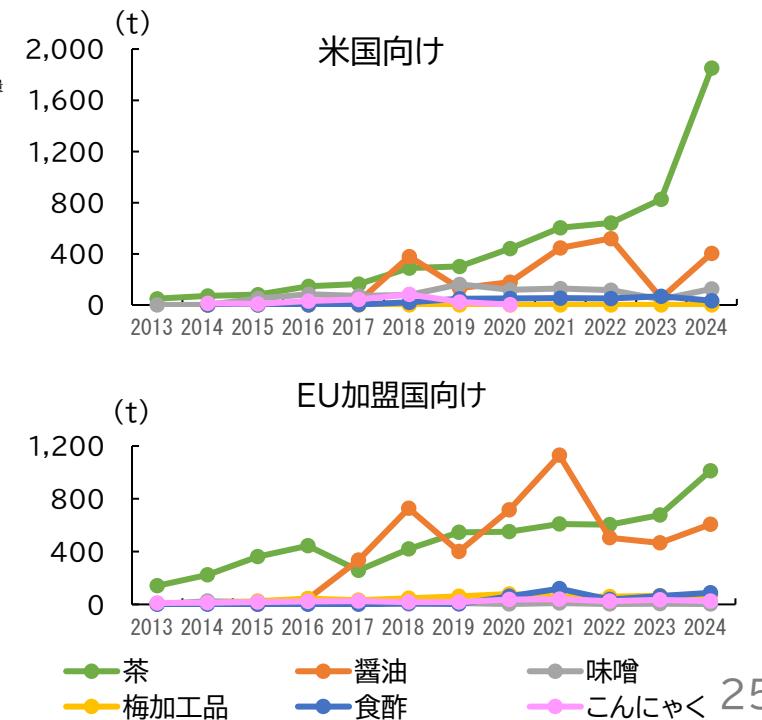
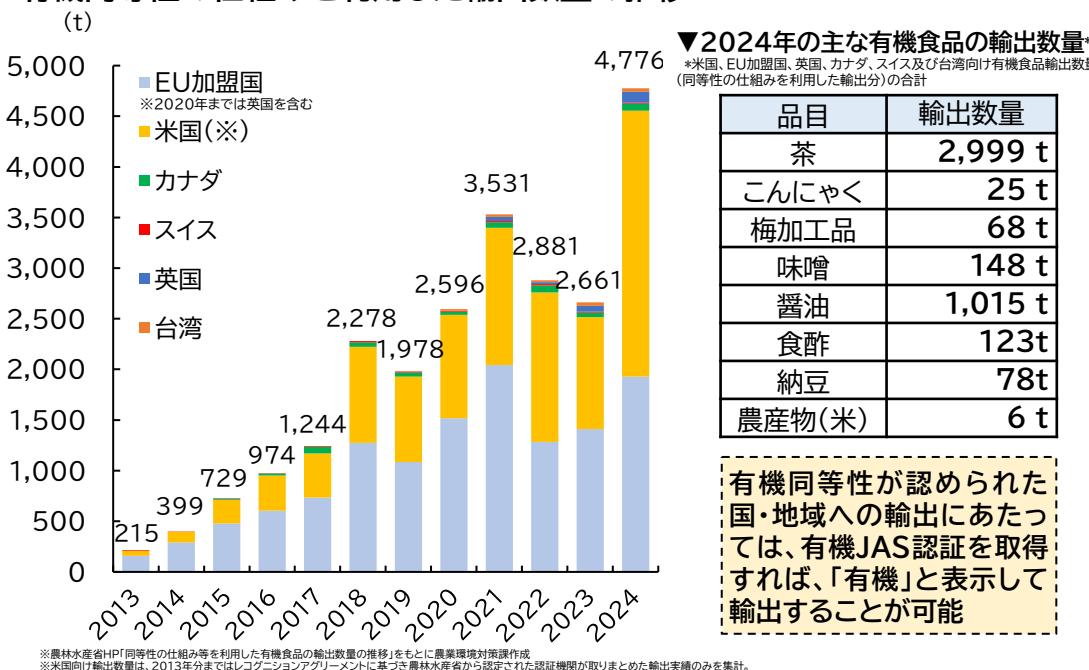
【現状】

- 有機同等性は米国、カナダ、EU加盟国、英国、スイス及び台湾で認められており、同等性の仕組みを利用した輸出は拡大傾向で推移。品目別では、米国及びEU加盟国向け茶及び醤油の輸出数量が顕著に増加。
- 有機酒類の同等性については、台湾及びカナダに加え、令和7年5月にEU加盟国、10月に英国、米国、オーストラリア、ニュージーランドとの間でも同等性が発効。
- 海外事業者との商談会や新商品の開発等により、味噌・醤油等の輸出が拡大。

【課題】

- 茶は、日本食ブームや健康志向の高まりにより米国、EU向け輸出が好調であり、これに対応した有機栽培茶の生産・加工の拡大が必要。
- 醤油等の加工食品の輸出は拡大しているが、原料の有機小麦や大豆の国内生産量が少なく海外依存度が高い。
- 今後は米や日本酒などの輸出拡大に向けた検討も必要。

■有機同等性の仕組みを利用した輸出数量の推移



販売・消費①(有機食品市場の見通しと販路の拡大)

【現状】

○我が国の有機食品市場は拡大傾向にあり、2030年には3,280億円規模を見込む。

○ニーズの高まりを受け、関係事業者の参入意欲も高い。

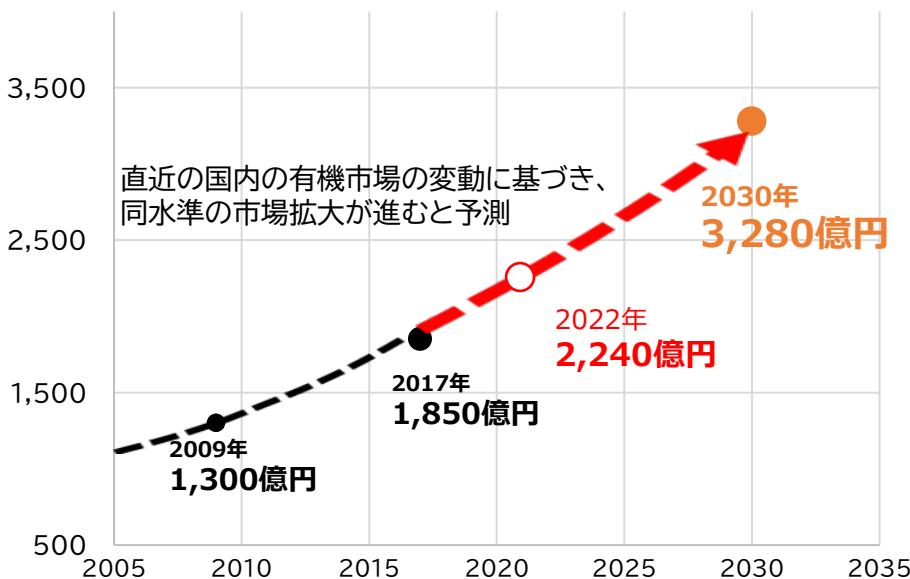
○令和7年1月、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が閣議決定され、国等の食堂での有機農産物等の取扱いについて、より積極的な活用を促す基準に改定。

【課題】

○多様化する消費者ニーズに合わせ、更なる市場拡大のため、販路の多様化・販売機会の充実が必要。

○官公庁等の食堂での有機農産物の活用のほか、企業の社員食堂等での有機食品の活用拡大。

■ 我が国の有機食品市場の見通し



※2009年は、IFOAM ジャパン／オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計を、2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計、2022年は、農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」による推計を基に、農業環境対策課作成

■ ニーズの高まりを受けた販路の拡大

【有機農産物を扱う小売店・飲食店】

有機食品専門のスーパー・マーケットが増加しているほか、大手量販店・飲食店で、自社農場で栽培した有機農産物を扱っている事例がある。



【ECサイトや生協では、生産者の顔が見える直販を】

ECサイトや生協において、生産者が消費者に価値やこだわりを直接伝える形で有機農産物の販売に取り組む。



【官公庁等の食堂の取組】

法務省、厚生労働省、農林水産省の食堂において、有機野菜や有機米を使用したメニューを提供。メニュー例:「有機野菜と厚切りベーコンのトマトパスタ」、「肉じゃが」、「真鯛の揚げびたし有機野菜のあんかけ」

【JAによる取組】

有機農業研究会等を設置し有機農業を推進するJAが増えているほか、JA常陸の有機栽培米「ゆうき凜々」やJA越前たけふの特別栽培米「コウノトリ呼び戻す農法米」、JA東とくしまの特別栽培米「あいさい一楽米」など、ブランド化による消費拡大も行われている。



販売・消費②(有機農産物の販売価格)

【現状】

- 有機栽培は、慣行栽培に比べて除草の手間がかかることや収量が減少することなどから、有機栽培品は慣行栽培品より高価格帯で取引されており、一定の付加価値が市場に認められている。野菜においては慣行栽培と比較して50～90%程度高く(平成28年度調査)、パックライスにおいては50%程度高い(令和4年度調査)。
- 流通加工業者や消費者では、1割高までの価格を希望する者が過半。標準品から4～5割高以上の価格での取り扱いを希望する者は1割未満の状況。

【課題】

- 流通の合理化や安定生産技術の普及等によるコストのさらなる低減が必要。
- 有機農産物の特徴を活かしたブランド化や高付加価値化による消費者への価値の訴求が必要。

■有機栽培品と国産標準品の販売価格比較(平成28年)

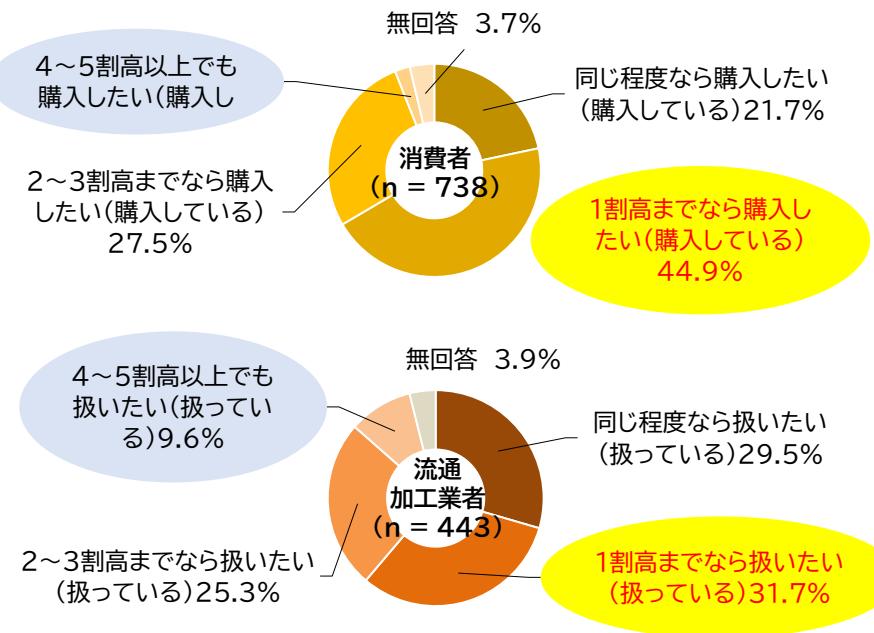
品目	国産標準品 (円/kg)	有機栽培品 (円/kg)	比率(%)
根菜類	だいこん	204	315
	にんじん	394	174
	ばれいしょ	385	147
葉茎菜類	キャベツ	178	163
	ねぎ	669	143
	たまねぎ	296	181
果菜類	トマト	697	155
	ピーマン	959	187

資料:農林水産省大臣官房統計部「平成28年生鮮野菜価格動向調査報告」(平成29年3月)

注)1. 全国主要都市(21都市)の並列販売店舗における比較である。

2. 有機栽培品は、有機JASマークを貼付した商品が該当する。

■流通加工業者と消費者の有機農産物等を購入する場合の価格



■有機加工食品及び非有機加工食品の平均価格比較

食品名	非有機食品(円)	有機食品(円)	比率(%)
パックライス (玄米ご飯160g)	139.6	213.7	153

資料:令和4年度 有機食品消費拡大に向けた有機食品市場実態調査に係る委託事業をもとに農業環境対策課作成

出典:H27年農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」(平成28年2月)

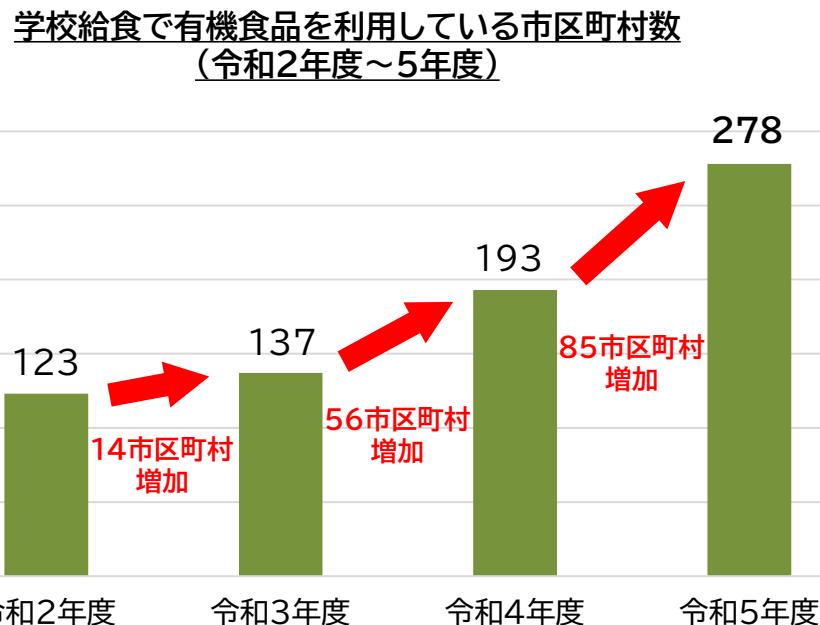
販売・消費③(学校給食への有機農産物等の活用)

【現状】

- 令和5年度末時点で278市区町村が学校給食で有機食品を利用しており、令和4年度末から85市区町村増加。
- 令和4年度以降、オーガニックビレッジの取組を開始した150市町村のうち、約9割の135市町村において学校給食に関する取組を実施(令和7年度時点)するなど、取組の拡大に貢献。

【課題】

- 学校給食への有機農産物の調達については、大ロットの発注に対応できる有機農家を探すことや、規格外の有機農産物の扱いが課題であり、地域ぐるみでの連携が必要。
- 都市部での活用も広がる中、産地との連携や安定的な供給体制の構築が必要。
- 栄養教諭や教育委員会など学校関係者の理解醸成が不可欠。



■ 取組事例

【有機栽培米のブランド化：千葉県木更津市】

木更津市産の有機米等を「きさらづ学校給食米®」として商標登録し、令和9年度には学校給食の米の全量を有機米等とする目標。慣行米との差額は一般財源で措置するほか、最近はふるさと納税の返礼品としても登録し、更なる需要拡大を狙う。

【消費地と産地の連携：大阪府泉大津市×北海道旭川市】

泉大津市は、食料安全保障の観点からも有効であると考え、他地域の有機食材を「ときめき給食」として提供する取組を開始。旭川市とも提携し、令和6年からは旭川産の有機米(ゆめぴりか)を給食にて提供している。旭川市の有機米農家が泉大津市の学校を訪問し出前授業を行い、生徒にとって食育に、農家にとってはモチベーションの向上につながった。

【財源としてふるさと納税の活用：宮崎県綾町】

綾町の中心的な直売所「綾手づくりほんものセンター」を活用した優先調達体制により、学校給食用野菜の約7～8割を町内産で確保し、そのうち7～8割が有機栽培である。令和5年度からは、財源の一部としてふるさと納税を活用し、学校給食への有機農産物等の導入を一層促進している。

販売・消費④(国民の理解醸成、消費拡大)

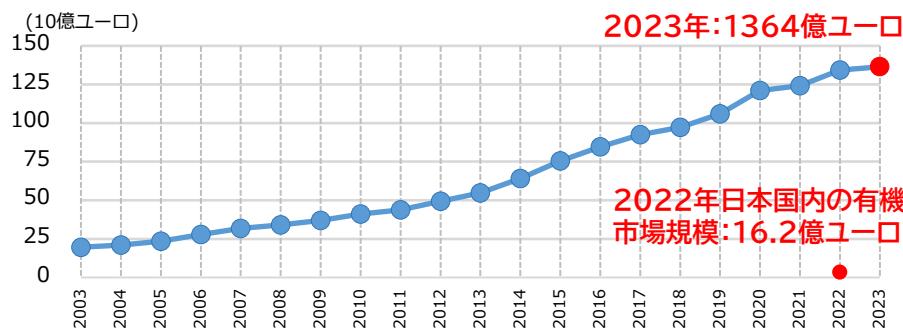
【現状】

- 令和4年度の調査によると、消費者の32.6%が、週に1回以上有機食品を利用(購入や外食)。約9割が有機やオーガニックという言葉を知っている。
- 市場規模や年間1人当たりの購入額について、欧州と比べ日本は低い状況。

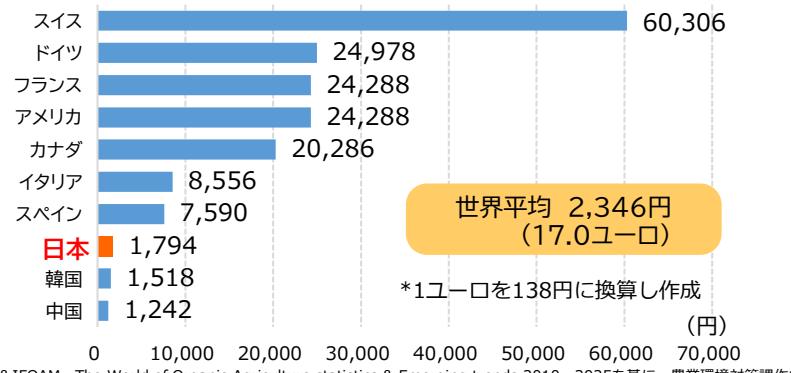
【課題】

- 生物多様性保全や環境負荷低減に資するといった有機農業のメリットについて、消費者の理解醸成が必要。有機農産物等の更なる生産拡大のため、更なる需要拡大が必要。

世界の有機食品売上の推移(2003~2023年)



国別1人あたりの年間有機食品消費額(2022年)



※FiBL & IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2010~2025を基に、農業環境対策課作成

■国民の理解醸成、消費拡大に向けた取り組み

【持続可能な食を支える食育の推進】

第4次食育推進基本計画に基づき、有機農業をはじめとした持続可能な農業生産等に関する理解と関心の増進のための普及啓発、環境と調和のとれた食料生産とその消費にも配慮した食育を推進。また、第5次食育推進基本計画の作成に向けた論点の1つとして、学校給食における有機農産物等の活用による環境負荷低減等への理解を深める指導事例の創出等の必要性が挙げられている。

【生き物調査や有機農業公園を活用した市民理解の醸成】

親子で自然に触れ合い、環境について考える機会は重要であり、富山県南砺市では、親子を対象とした有機転換後の水田の生き物調査を実施し、生息する生き物がどのように変移したのか、ひいては有機農業とは何かを学ぶ機会となった。

東京都足立区にある「都市農業公園」は有機農法で管理されており、近隣住民が気軽に有機農業を体験できる場となっている。

【消費拡大の取組:「有機農業の日」特別期間や国産有機サポートーズ】

令和6年度より12月8日の「有機農業の日」に合わせて特別期間を設け、自治体や事業者と連携して有機農業及び有機食品に対する消費者の理解醸成に向けた取組を実施。

国産有機食品の需要喚起に向け、小売や飲食関係の事業者が連携する場「国産有機サポートーズ」に114社(令和7年5月時点)が参加し、事業者と産地間のマッチングや有機農産物の需要喚起を推進。